

証券コード：8115

2021年6月4日

株主各位

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地

**ムーンバット株式会社**

代表取締役社長 中村卓司  
会長兼社長執行役員

### 第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地<br>当本社 2階ホール<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)<br>本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、<br>ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。あらかじめご<br>了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |

#### お土産及び秋冬物新作商品の展示について

昨年より、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産の配布及び秋冬物新作商品の展示は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項  
報告事項

- (1) 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員  
会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類報告の件

決議事項  
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法  
令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.moonbat.co.jp>) に掲載しております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
  - ③ 連結計算書類の「連結注記表」
  - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
  - ⑤ 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監  
査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含  
まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合  
は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moonbat.co.jp>) に掲  
載することにより、お知らせいたします。

## 「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」

当社第80回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、次のとおりご案内いたしますとともに株主の皆様へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

### 2. ご来場される株主様へのお願い

- (1) ご来場の株主様は、アルコール消毒液の使用とマスクの常時着用についてご協力をお願い申し上げます。
- (2) 総会会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。充分なお席が確保できない可能性がございますので、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。

### 3. 当社の対応について

- (1) 当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- (2) 受付及び各所にアルコール消毒液をご用意いたします。
- (3) 当日、発熱や咳がある、又は体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
- (4) 昨年より、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産の配布及び秋冬物新作商品の展示は取りやめさせていただいております。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moonbat.co.jp>) にてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化の影響で極めて厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言解除後の景気の持ち直しが期待されたものの、感染再拡大により個人消費も弱含みとなり、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

服飾雑貨業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、外出自粛要請等による消費マインドの低下やリモートワークの導入拡大を受けたライフスタイルの変化、購買志向の変化などにより経営環境は、厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、新規商品の仕入の抑制、一時帰休の実施による人件費を含めた販売管理費等の経費の削減により、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響の軽減に努めました。

当連結会計年度より主力販売先である百貨店の閉店等のマーケット環境の変化にも対応するため、マーケットに合わせたモノづくりと販売を推進できる組織再編を行い、成長領域である専門店・量販店の販路拡大、Eコマース事業及び直営店事業である「+moonbat」(プラスムーンバット)、「komonoto」(コモノト)による小売事業を強化し、売上の回復に注力しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の収束が見通せない中、外出自粛要請や経済活動の制限により、十分な成果を上げることができない極めて厳しい状況となりました。また、このような厳しい状況を受け、事業所・営業拠点の統合による組織再編、希望退職者募集の実施などの構造改革の推進により、営業体制、経費構造等、事業の抜本的見直しに取り組みました。その結果、連結売上高は71億70百万円(前年同期比24.5%減)となりました。

損益面では、連結営業損失は7億17百万円(前年同期は14億57百万円の営業損失)、連結経常損失は6億7百万円(前年同期は13億19百万円の経常損失)となりました。

また、上述の構造改革推進による事業構造改善費用並びに固定資産の減損会計の適用による減損損失等を特別損失に12億52百万円計上し、さらに繰延税金資産を取崩し、法人税等調整額90百万円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は18億58百万円(前年同期は14億25百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

上記のような業績の状況、当社グループを取り巻く経営環境及び今後の事業戦略等を総合的に勘案した結果、株主の皆様への期末配当につきましては、誠に申し訳なく存じますが、実施を見送らせていただきました。当社といたしましては、株主の皆様のご期待にお応えできるよう、業績の改善及び早期復配の実現に向けて、引き続き全力を注ぐ所存であります。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

(洋傘部門)

当連結会計年度の売上高は、40億52百万円、前年同期比17.4%の減収となりました。

洋傘・レイングッズ市場は、降雨の多かった7月を除き年間を通じて、低調に推移し、パラソル市場も8月に遅い猛暑が到来したものの、4月、5月の販売シーズンのスタートより新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けたこともあり、洋傘部門合計の売上高は前年同期を下回りました。

今後の対策として、ソーシャルディスタンスの維持等ウィズコロナへの対応及び気候変動・温暖化による酷暑対策として紳士用、子供用も含めた全天候対応の高機能傘の市場開拓、販売展開に注力してまいります。

(洋品部門)

当連結会計年度の売上高は、15億26百万円、前年同期比24.0%の減収となりました。

洋品市場における当社主力のネックウェアにつきましては、マスクの使用必須化に伴い、売場等が縮小し、消費者ニーズも減退した結果、洋品部門合計の売上高は前年同期を大きく下回りました。

(帽子部門)

当連結会計年度の売上高は、9億80百万円、前年同期比36.1%の減収となりました。

帽子市場は、春夏物につきましては、パラソル市場と同様4月、5月の販売シーズンのスタートより新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、秋冬物につきましても11月以降の感染再拡大の影響を受けたことから、年間を通して低調な推移となり、帽子部門合計の売上高も前年同期を大きく下回りました。

(毛皮・宝飾品部門)

当連結会計年度の売上高は、6億11百万円、前年同期比42.1%の減収となりました。

毛皮・宝飾品部門につきましては、取扱アイテムの拡大、毛皮リフォーム・リメイク等のサステナブルな提案を展開し、新しい消費者ニーズの発掘に注力しましたが、当期首よりの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が継続し、不要不急の外出自粛要請等により主販路の百貨店の営業不振及び外商催事等の減少・中止により、毛皮・宝飾品部門の売上高は前年同期を下回りました。

事業区分別売上高

区 分	第79期 (2020年3月期)		第80期 (当連結会計年度) (2021年3月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
洋 傘 部 門	4,903,277	51.6	4,052,085	56.5	△851,191	△17.4
洋 品 部 門	2,008,894	21.1	1,526,294	21.3	△482,599	△24.0
帽 子 部 門	1,535,808	16.2	980,971	13.7	△554,836	△36.1
毛皮・宝飾品部門	1,055,937	11.1	611,548	8.5	△444,389	△42.1
合 計	9,503,917	100.0	7,170,900	100.0	△2,333,017	△24.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1億90百万円であります。  
その主なものは、東部物流センターの空調設備入替による取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、22億円の短期借入を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末の借入金の残高は42億53百万円となり、前連結会計年度末に比較して21億34百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、百貨店を始めとする商業施設の営業自粛要請、不要不急の外出規制等により個人消費へのマイナス影響が継続しております。今後、ワクチン接種による感染収束が見込まれるものの、その時期につきましては不透明な状況です。

このような情勢の中、当社グループは2021年5月策定の「第1次中期経営計画」に則り、急速に進むリモートワークの拡大等による消費者のライフスタイルの変化、購買志向の変化等に対応した商品開発、販路開拓、効率的な仕入を追求した在庫の継続的な削減、経営資源の最適分配を目指した販売管理費のコントロール等により、新型コロナウイルス感染症拡大に深刻な影響を受けた事業の再構築、構造改革に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2018年3月期)	第78期 (2019年3月期)	第79期 (2020年3月期)	第80期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	12,353	11,624	9,503	7,170
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	655	249	△1,319	△607
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	415	132	△1,425	△1,858
純 資 産 (百万円)	8,691	8,712	7,023	5,066
総 資 産 (百万円)	12,764	12,955	11,642	11,266
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	84.71	27.11	△294.94	△389.09
1株当たり純資産額 (円)	1,782.77	1,789.48	1,469.41	1,061.14

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第78期(2019年3月期)の期首から適用しており、第77期(2018年3月期)の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ルナ株式会社	60,000千円	100.0%	毛皮・宝飾商品の企画販売
東京ファッションプランニング 株式会社	48,720千円	100.0%	物流業務受託事業・デザイン企画事業
株式会社グローリー	35,200千円	100.0%	洋傘・パラソル等の製造、加工、販売
エクセレントスタッフ株式会社	26,000千円	100.0%	販売業務の業務請負等
A. F. C. ASIA LIMITED	1,000千香港\$	100.0%	貿易業

② その他

主要な技術提携先として、下記の各社との間に、商標使用权の取得及びデザイン複製品の製造販売に関する契約を結んでおります。

ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・エルピー (ポロラルフローレン)

伊藤忠商事株式会社 (ランバン、ミラ・ショーン、フルラ)

三共生興株式会社 (ダックス)

株式会社三陽商会 (マッキントッシュ フィロソフィー)

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社5社及び在外子会社A.F.C. ASIA LIMITEDが出資している子会社1社で構成され、洋傘、洋品、毛皮、レザー、宝飾品、帽子などのアクセントファッション商品の企画、輸入、製造、仕入、販売等を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

ムーンバット株式会社	本社(京都市)・東京本部(東京都)・東京支店(東京都)・東京支店札幌営業所(札幌市)・名古屋支店(名古屋市)・大阪支店(大阪市)・福岡支店(福岡市)
ルナ株式会社	本社(東京都)
東京ファッションプランニング株式会社	本社(京都市)・東部物流センター(埼玉県上尾市)
株式会社グローリー	本社(京都府南丹市)
エクセレントスタッフ株式会社	本社(大阪市)・東京支店(東京都)
A. F. C. ASIA LIMITED	本社(香港)・駐在員事務所(上海・厦門)

(注) 当社は、2021年4月30日をもって、名古屋支店、東京支店札幌営業所を廃止し、それぞれ大阪支店、東京支店に統合しております。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
213 (428) 名	△38 (△45) 名

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。  
2. パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157 (14) 名	△27 (△6) 名	38.2歳	14.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しており、当社外への出向者は含んでおりません。  
2. パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	1,171,150
株式会社京都銀行	718,327
株式会社三菱UFJ銀行	518,346
京都中央信用金庫	400,000
三井住友信託銀行株式会社	400,000



## 2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,774,942株(自己株式566,791株を除く)
- (3) 株主数 2,478名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 ニ ー ド	736	15.43
八 木 通 商 株 式 会 社	376	7.88
ム ー ン バ ッ ト 持 株 共 栄 会	269	5.65
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	232	4.86
河 野 正 行	210	4.39
株 式 会 社 京 都 銀 行	170	3.56
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160	3.35
京 都 中 央 信 用 金 庫	146	3.07
岡 本 緑	115	2.42
フシアインベストメント リミテッド	104	2.17

(注) 1. 当社は、自己株式を566,791株保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長 執行役員	中村卓司	事業本部長
取締役 執行役員	鎌田尚	事業本部 副本部長 事業本部 百貨店事業部長 事業本部 直営店開発事業部長
取締役 執行役員	藪内康彦	経営企画・リスク管理室担当 品質管理室長
取締役 (監査等委員・常勤)	山田隆二	
取締役 (監査等委員)	郷田紀明	郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員
取締役 (監査等委員)	安川文夫	安川文夫公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)郷田紀明氏及び安川文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の山田隆二氏及び郷田紀明氏、安川文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員・常勤)山田隆二氏は、管理本部長、経営企画・リスク管理室長を歴任しており、当社グループにおいての業務全般を熟知しております。
  - ・取締役(監査等委員)郷田紀明氏及び安川文夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田隆二氏を常勤の監査等委員として選定しております。なお、2020年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、取締役・常務執行役員から監査等委員である取締役に就任しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年4月1日付で、鎌田尚氏は、取締役・常務執行役員に就任いたしました。

##### (2) 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職
武内敏和	2020年6月26日	任期満了	取締役・執行役員
杉岡善秀	2020年6月26日	任期満了	取締役・執行役員
大道晃	2020年6月26日	任期満了	取締役・監査等委員(常勤)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員会に事前説明し了承を受けていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主価値と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各自の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役(監査等委員である取締役取締役を除く。)の報酬は、基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額と、業績連動報酬等とで構成し、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額としています。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の固定報酬と退職慰労金相当額は、月例の基本報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、前事業年度の売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益等の実績と、証券取引所にて開示した業績予想値の達成状況をはじめ、その他の前事業年度の会社業績等を判断材料とし、そこに各取締役の担当事業の業績及び各自の功績を総合的に勘案して決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬等の変動により、構成比率が変動します。

ニ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬額と退職慰労金相当額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明し、了解を受けた上で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	58 (-)	57 (-)	1 (-)	- (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23 (11)	23 (11)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	81 (11)	80 (11)	1 (-)	- (-)	10 (2)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(監査等委員を除く。)3名、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。上表には、2020年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)2名、取締役(監査等委員)1名、及び取締役(監査等委員を除く。)から取締役(監査等委員)に就任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度の業績連動報酬等にかかる業績指標は、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、4月から6月については第78期(2019年3月期)、7月から翌3月については第79期(2020年3月期)の売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益等の実績と、開示した業績予想値の達成状況をはじめ、当該事業年度の会社業績等を判断材料としております。
- 第78期の業績の実績は、売上高116億24百万円、売上総利益48億26百万円、営業利益1億90百万円、経常利益2億49百万円となり、当該期初の業績予想値である売上高125億円、営業利益6億20百万円、経常利益7億円との乖離に鑑み4月から6月の業績連動報酬等の総額は1百万円といたしました。7月から翌3月の業績連動報酬等につきましては、第79期の業績が大幅な赤字を計上したことから支給しないことに決定いたしました。
4. 取締役の金銭報酬の限度額は、2016年6月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)6名について年額230百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)3名について年額50百万円以内と決議しております。
5. 取締役会は、代表取締役中村卓司氏に対し監査等委員を除く各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社及び各取締役の担当部門の業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明を行い、了承を受けた上で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員）郷田紀明

イ. 郷田公認会計士事務所の代表及び税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であります。なお、郷田公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、税理士法人朝日新和会計事務所は、当社の顧問税理士法人であります。

ロ. 当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、減損損失の妥当性及びKAM（監査上の主要な検討事項）の強制適用への的確な助言をいただきました。また、中期経営計画の策定及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

② 取締役（監査等委員）安川文夫

イ. 安川文夫公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、減損損失の妥当性及びKAM（監査上の主要な検討事項）の強制適用への的確な助言をいただきました。また、中期経営計画の策定及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

### ① 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬額	28,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては連結配当性向30%程度を目処とし、継続的・安定的に実施できるよう目指しております。

しかしながら、当事業年度においては、多額の損失を計上した業績等を考慮し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきました。

今後も中長期的な視点に立って、新事業の展開を含めた成長が見込まれる分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努め、早期の復配を目指す所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>I 流動資産</b>	<b>7,270,942</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>5,389,007</b>
現金及び預金	1,254,516	支払手形及び買掛金	487,932
受取手形及び売掛金	2,231,930	電子記録債務	202,690
商品及び製品	3,570,172	短期借入金	4,027,591
仕掛品	6,428	リース債務	88,971
原材料及び貯蔵品	47,629	未払金	192,042
前渡金	37,031	未払費用	88,993
前払費用	59,671	未払法人税等	22,601
その他	88,563	未払消費税等	26,475
貸倒引当金	△25,000	賞与引当金	24,223
<b>II 固定資産</b>	<b>3,995,522</b>	返品調整引当金	176,500
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>2,796,091</b>	その他の他	50,986
建物及び構築物	1,022,032	<b>II 固定負債</b>	<b>810,570</b>
機械装置及び運搬具	2,722	長期借入金	226,232
工具器具備品	44,151	リース債務	211,118
土地	1,677,738	退職給付に係る負債	307,964
リース資産	49,446	繰延税金負債	43,358
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>293,215</b>	その他の他	21,897
ソフトウェア	5,989	<b>負債合計</b>	<b>6,199,578</b>
借地権	255,154	(純資産の部)	
リース資産	22,621	<b>I 株主資本</b>	<b>4,972,426</b>
その他の他	9,450	<b>1. 資本金</b>	<b>1,000,000</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>906,215</b>	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>3,381,201</b>
投資有価証券	285,435	<b>3. 利益剰余金</b>	<b>1,116,104</b>
長期貸付金	5,132	<b>4. 自己株式</b>	<b>△524,880</b>
投資不動産	415,164	<b>II その他の包括利益累計額</b>	<b>94,460</b>
敷金	177,986	<b>1. その他有価証券評価差額金</b>	<b>69,372</b>
繰延税金資産	7,901	<b>2. 為替換算調整勘定</b>	<b>15,514</b>
その他	42,797	<b>3. 退職給付に係る調整累計額</b>	<b>9,573</b>
貸倒引当金	△28,201	<b>純資産合計</b>	<b>5,066,887</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,266,465</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,266,465</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

（ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,170,900
売 上 原 価		4,246,412
売 上 総 利 益		2,924,488
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,641,605
営 業 損 失		△717,117
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,036	
為 替 差 益	23,857	
不 動 産 賃 貸 料	56,771	
そ の 他	77,785	164,450
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,386	
不 動 産 賃 貸 原 価	28,366	
そ の 他	4,873	54,626
経 常 損 失		△607,293
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	41,011	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	70,966	111,977
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,009,001	
事 業 構 造 改 善 費 用	182,090	
そ の 他	61,576	1,252,668
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△1,747,984
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,702	
法 人 税 等 調 整 額	90,507	110,209
当 期 純 損 失		△1,858,194
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△1,858,194

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>I 流動資産</b>	<b>6,921,699</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>5,634,069</b>
現金及び預金	1,026,471	支払手形	112,772
受取手形	13,415	電子記録債務	309,810
売掛金	2,171,640	買掛金	353,341
商品	3,587,369	短期借入金	4,061,426
前渡金	31,392	1年内返済予定の長期借入金	127,591
前払費用	58,059	リース債務	73,563
その他	57,350	未払金	258,683
貸倒引当金	△24,000	未払費用	53,931
<b>II 固定資産</b>	<b>4,445,180</b>	未払法人税等	21,811
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>2,760,693</b>	未払消費税等	18,736
建物	1,008,327	賞与引当金	22,000
構築物	874	返品調整引当金	176,500
機械装置	2,271	その他	43,901
車両運搬具	0	<b>II 固定負債</b>	<b>772,098</b>
工具器具備品	42,755	長期借入金	226,232
土地	1,657,018	リース債務	208,832
リース資産	49,446	退職給付引当金	273,933
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>291,696</b>	繰延税金負債	40,220
ソフトウェア	5,220	その他	22,878
電話加入権	8,381	<b>負債合計</b>	<b>6,406,167</b>
借地権	255,154	(純資産の部)	
リース資産	22,621	<b>I 株主資本</b>	<b>4,891,340</b>
その他	319	<b>1. 資本金</b>	<b>1,000,000</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>1,392,790</b>	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>3,379,372</b>
投資有価証券	285,435	資本準備金	250,000
関係会社株式	492,158	その他資本剰余金	3,129,372
従業員長期貸付金	5,132	<b>3. 利益剰余金</b>	<b>1,036,847</b>
投資不動産	427,647	その他利益剰余金	1,036,847
敷金	177,986	圧縮記帳積立金	21,733
破産更生債権等	30,277	繰越利益剰余金	1,015,114
その他	2,048	<b>4. 自己株式</b>	<b>△524,880</b>
貸倒引当金	△27,894	<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>69,372</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,366,880</b>	その他有価証券評価差額金	69,372
		<b>純資産合計</b>	<b>4,960,713</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,366,880</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,825,525
売 上 原 価		4,212,717
売 上 総 利 益		2,612,808
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,305,604
営 業 損 失		△692,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	89,452	
為 替 差 益	31,935	
そ の 他	127,440	248,828
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,080	
そ の 他	34,418	55,499
経 常 損 失		△499,466
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	70,966	70,966
特 別 損 失		
減 損 損 失	908,178	
事 業 構 造 改 善 費 用	155,863	
そ の 他	60,258	1,124,300
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,552,801
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,758	
法 人 税 等 調 整 額	69,258	82,016
当 期 純 損 失		△1,634,818

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ムーンバット株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 田 雅 司 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムーンバット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ムーンバット株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹 田 雅 司 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。



- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

ムーンバット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山田隆二 ㊟

監査等委員 郷田紀明 ㊟

監査等委員 安川文夫 ㊟

(注) 監査等委員郷田紀明及び安川文夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）3名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

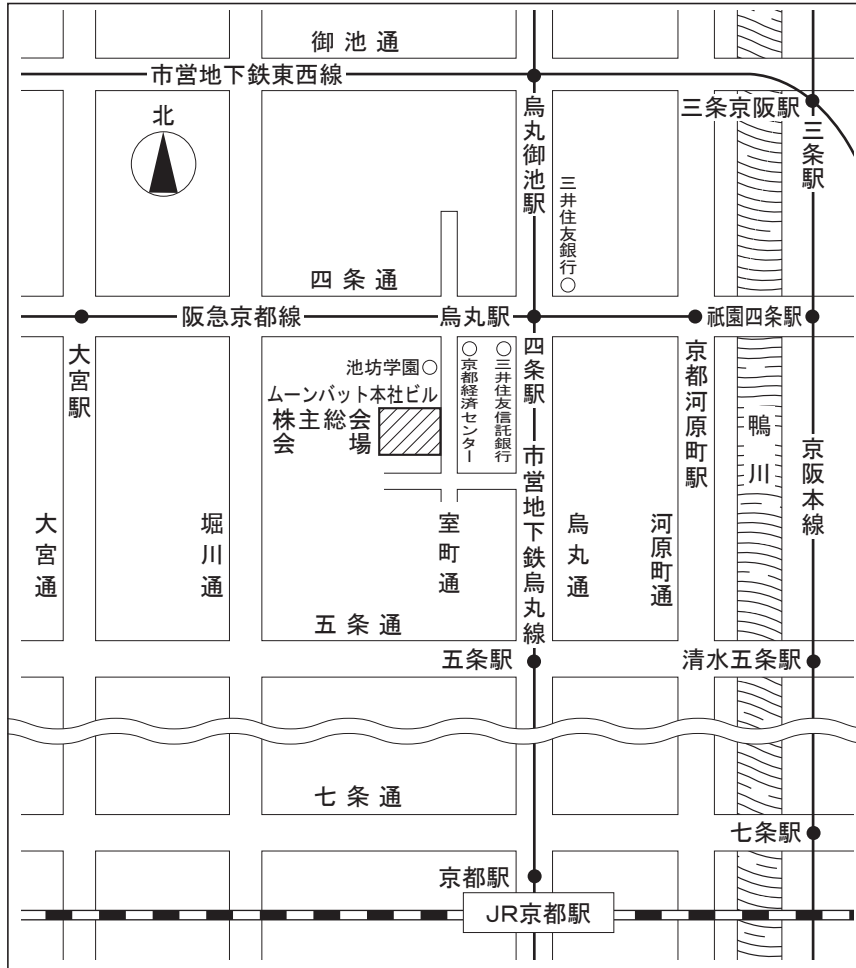
候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	なかむら たかし 中村卓司 (1954年12月17日生)	2005年6月 株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部長 2007年6月 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 執行役員 投資第二本部 副本部長 2008年10月 大和SMB Cキャピタル株式会社 執行役員 事業投資第一部長 2010年5月 当社入社、専務執行役員 社長補佐 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社事業本部統括 2012年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役 会長兼社長執行役員(現任) 2020年4月 当社事業本部長	61,144株
〈取締役候補者とした理由〉 2010年に当社入社後、業務全般を経験し、2012年の代表取締役社長執行役員に就任以降、9年にわたりトップとして経営を牽引しており、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	かま だ ひさし 鎌 田 尚 (1965年12月11日生)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 洋傘事業部長 2012年2月 当社事業本部 副本部長 2013年10月 当社事業本部 洋品事業部長 2014年10月 当社事業本部 パラソル・洋傘事業部長 2016年6月 当社執行役員 2016年10月 当社事業本部 副本部長 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部担当 2017年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社事業本部 副本部長 当社事業本部 洋品事業部長 2020年4月 当社事業本部 百貨店事業部長(現任) 当社事業本部 直営店開発事業部長(現任) 2021年4月 当社常務執行役員(現任) 当社事業本部長(現任)	4,859株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2004年4月より洋傘事業部長や洋品事業部長、2017年4月より事業戦略部担当等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じ豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	やぶ うち やす ひこ 藪 内 康 彦 (1958年9月15日生)	1981年4月 当社入社 2000年4月 当社第二事業本部 帽子事業部長 2007年10月 当社品質管理室長 2009年4月 当社経営企画・リスク管理室ヘッド 2012年4月 当社経営企画・リスク管理室長 2017年6月 当社執行役員(現任) 2018年7月 当社経営企画・リスク管理室担当(現任) 当社関係会社管理部門担当 2019年4月 当社経営企画・リスク管理室長(現任) 当社事業本部 事業戦略部担当 当社品質管理室長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	4,710株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じた経験と実績に加え、2012年4月より経営企画・リスク管理室長として経営全般に関する業務執行等、豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれます。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



- 会 場 京都市下京区室町通四條南入鶏鉾町493番地  
 ムーンバット株式会社 本社 2階ホール
- 交通機関 京都市営地下鉄烏丸線「四條駅」下車  
 京都市営バス「四條烏丸」下車  
 阪急京都線「烏丸駅」下車

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。